

(一社) 静岡県私立幼稚園振興協会のあり方検討プロジェクト
令和4年度 第1回会議

令和4年6月28日(火)
午後1時～3時
私学会館3階中会議室

- 1 開 会
- 2 理事長挨拶
- 3 委員長挨拶
- 4 委員等自己紹介
- 5 議事
 - (1) 検討の進め方(項目、スケジュール)
 - (2) その他

県私幼のあり方検討プロジェクト・メンバー

役 名	氏 名	園 名	役 職 名
委員長	吉 田 智 昭	万 野 幼 稚 園	理 事 長・園 長
委 員	小 林 直 樹	富 士 中 央 幼 稚 園	理 事 長・園 長
〃	相 田 芳 久	焼 津 豊 田 幼 稚 園	理 事 長
〃	座 光 寺 明	認定こども園龍の子幼稚園	理 事 長
〃	山 口 崇	湖 東 幼 稚 園	園 長
オブザーバー	江 崎 雅 治	認定こども園東海大学付属 静 岡 翔 洋 幼 稚 園	園 長
〃	千 葉 一 道	八 坂 幼 稚 園	理 事 長・園 長

県私幼のあり方の検討について(素案)

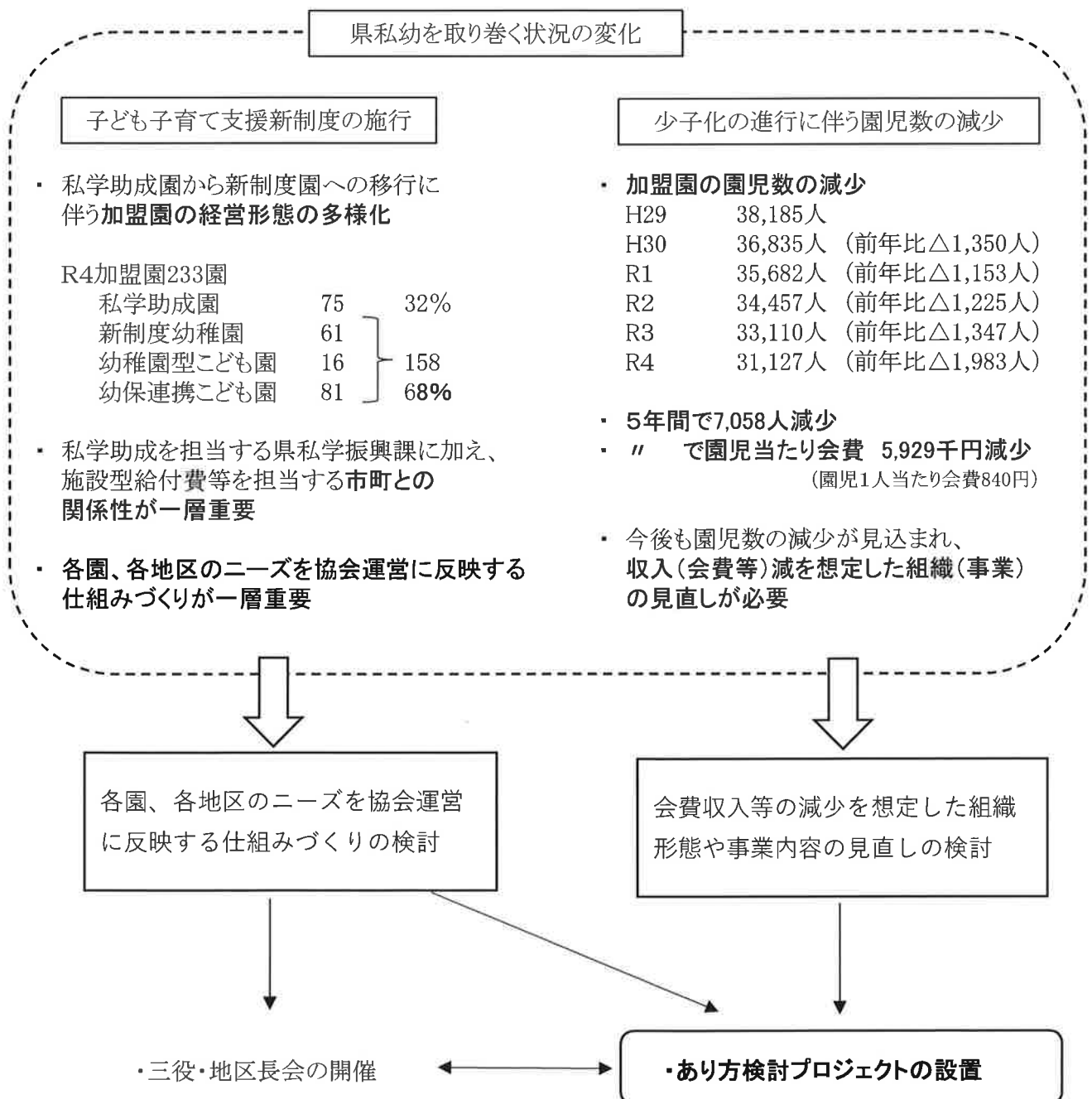
1 趣 旨

子ども子育て支援新制度の施行や少子化の進行に伴う園児数の減少など、県私幼を取り巻く状況は、大きく変化してきている。

令和4年4月1日現在、加盟園233園のうち、新制度園は158園(68%)となっており、経営形態の多様化が進むとともに、施設型給付を担当する市町との関係性が一層重要となっている。

また、加盟園の園児数(1号児、2号児)は、直近5年間で7,058人減少しており、今後も減少傾向が見込まれることから、協会運営の主な財源である会費収入等の減少が想定される。

このため、各園、各地域の多様なニーズを協会運営に反映する仕組みづくりや、収入(会費等)減を想定した組織形態、事業内容の見直しなどを検討する。



2 検討の進め方(素案)

(1) 検討項目

	A 各園、各地区のニーズを協会運営に反映する仕組みづくりの検討	B 会費等収入の減少を想定した組織形態や事業内容の見直しの検討	C その他
① 内部での調製のみで検討可能なもの	・ 常置委員会等のあり方の検討 (運営規則の変更) ・ 行政への要望や事業計画への地区の意見の反映方法の検討	・ 常置委員会等事業の見直しの検討	
② 外部との調整を要するもの		・ 公益法人化の検討 ・ 退職基金財団との統合の検討	

※検討に当たっては、三役・地区長会とも情報共有しながら進める。

(2) 検討スケジュール(検討期間の目安)

○ 上記区分の① (内部のみ) 1年～1.5年程度
(次期役員改選等に反映)

○ 上記区分の② (要外部調整) 基本的方針 1年

- ・ 内部調整
- ・ 外部との調整(県・退職財団)

具体的手続き 1年～1.5年

- ・ 内部調整
- ・ 外部との調整(県・退職財団)

各地区の意見を協会運営に反映する仕組みづくりの構築(素案)

1 趣旨

加盟園の経営形態の多様化(私学助成園、施設型給付幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園)と、新制度園の増加に伴う市町との関係性の拡大に伴い、各園、各地区のニーズを協会運営に反映する仕組みづくりがこれまで以上に重要となっている。

そのため、協会の事業計画の策定や行政(県・市町)への要望活動などにおいて、各地区の意見を集約する仕組みづくりを構築する。

2 概要

～8月 各地区での行政要望のとりまとめ

9月 協会としての行政要望案の検討
協会要望案の作成

三役・地区長意見交換会

10月～ 行政への要望活動

県:三役
市町:地区長など

行政への
要望活動

～10月 各地区での協会事業への意見のとりまとめ

11月 常置委員会での事業計画案の検討

12月 事業計画案の検討

運営委員会(三役・委員長)
理事会

事業計画案の検討
(各地区の意見への対応状況)

三役・地区長意見交換会

1月 事業計画案の検討

運営委員会(三役・委員長)

2月 事業計画の策定

理事会

協会事業計画の
策定

(一社)静岡県私立幼稚園振興協会の公益法人化等の可能性の検討について(素案)

1 趣旨

少子化の進行に伴う加盟園の園児数の減少傾向が今後も見込まれることから、加盟園の会費収入を主な財源とする協会の運営について、将来的な展望を踏まえながら早急に改革を検討する必要がある。

具体的には、私立の幼稚園・認定こども園の集合体(社団)である協会の性質を生かしながら、公益法人化による節税効果や、(公財)静岡県私立幼稚園退職基金財団との統合による経費の節減などの可能性について検討を行うこととする。

2 加盟園の園児数の状況等(H29→R4 △7,058人、△5,928,720円)

H29	38,185人	※園児1人当たり840円
H30	36,835人(前年比△1,350人)	(園児数割り会費△1,134,000円)
R1	35,682人(〃 △1,153人)	(〃 △968,520円)
R2	34,457人(〃 △1,225人)	(〃 △1,029,000円)
R3	33,110人(〃 △1,347人)	(〃 △1,131,480円)
R4	31,127人(〃 △1,983人)	(〃 △1,665,720円)

3 公益法人化等の検討

手法としては、以下の方法が考えられる。

- (1) (公財)退職基金財団に協会を吸収し、(公財)協会となる。

(2) (一社)から(公社)になることの可能性を検討し、可能であれば先ず(公社)となつてから、(公財)退職基金財団を吸収し、(公社)協会となる。

(1)は、実態として社団であるにもかかわらず、法律的に財団となることは組織的に望ましい形とは言えず、加盟園の意見反映方法など、十分慎重な検討を要する。

(2)は、子ども子育て支援新制度の施行(H27)や幼児教育・保育の無償化(R1)等、幼児教育の振興等を目的とする協会事業の公益性が一層高まっていることから、改めて公益事業認定(50%以上)の可能性を検討(追求)する。

<R3事業報告・決算>

区分	主な内容	決算額(千円)	(移行時)
教員養成研修・研究事業	教員向けの研修	17,356	(公益)
地域子育て支援事業	子育て家庭への支援	19,896	(公益)
健全経営推進事業	園長、次世代リーダー向け研修	53,301	
企画調整事業	教員向け広報誌の作成等	11,476	
その他		14,738	
計		116,767	

*事業内容類似(公社):(公社)静岡県私学協会、(公社)静岡県職業教育振興会

統合パターンについて

2021.12.8

1. 振興協会が公益社団法人に成り、その後退職財団が吸収される形で合併

- ・ メリット
 - ・ 税務上の優遇が受けられる。(令和2年度：約665万円、令和元年度：約669万円、平成30年度：約643万円)
- ・ デメリット
 - ・ 公益目的事業比率50%超基準が、現状は不達成。
 - ・ 公益社団成りと合併という2つの組織再編行為を要する。

2. 退職財団に振興協会が吸収される形で合併

- ・ メリット
 - ・ 公益三基準が未達となる心配は無い。
 - ・ 合併という1つの組織再編行為のみを要する。
- ・ デメリット
 - ・ 財団という法人形態が、各会員の意思を汲み取りにくい形態となる懸念がある。

3. 公益社団法人を新設し、振興協会と退職財団が合流合併(新設法人への寄付)、その後に公益社団法人成りする

- ・ 法的に不可能(静岡県法務文書課法人班 高橋氏に確認)。
- ・ 公益社団法人を新規設立することは出来ないため、新設法人は一般社団法人である必要がある。
- ・ そこに公益財団である退職財団が寄付することが、法律的に不可能。
- ・ よって新設合併というスキームは実現不可能。

4. 現状のまま

- ・ メリット
 - ・ 退職金運用という単一事業を、退職財団が独立して行うという安心感。
 - ・ それぞれの社員が議決権を保有する、社団の形態を維持できる。

【振興協会が一般を選択した経緯】

1. 公益目的事業比率50%超基準の未達が解消できないと判断。
2. アンケート結果から、貸付事業の存在意義が薄れたと判断。新規貸し付けを停止。公益を選択するメリットが薄れる。
3. 公益移行した際の、事業活動の制限を嫌う。
4. 税務上のメリット(当時約538万円)との比較衡量により、一般法人移行による事業活動の自由度を選択。

【退職財団が公益を選択した経緯】

1. 公益三基準が未達となる懸念が無い。
2. 退職金資金が目減りする事態は極力避けたいため、税務上のメリット(当時約3116万円)を優先。
3. 退職金運用事業のみであるため、事業活動の自由度を優先する必要が無い。

【当時(平成25年)合併しなかった理由】

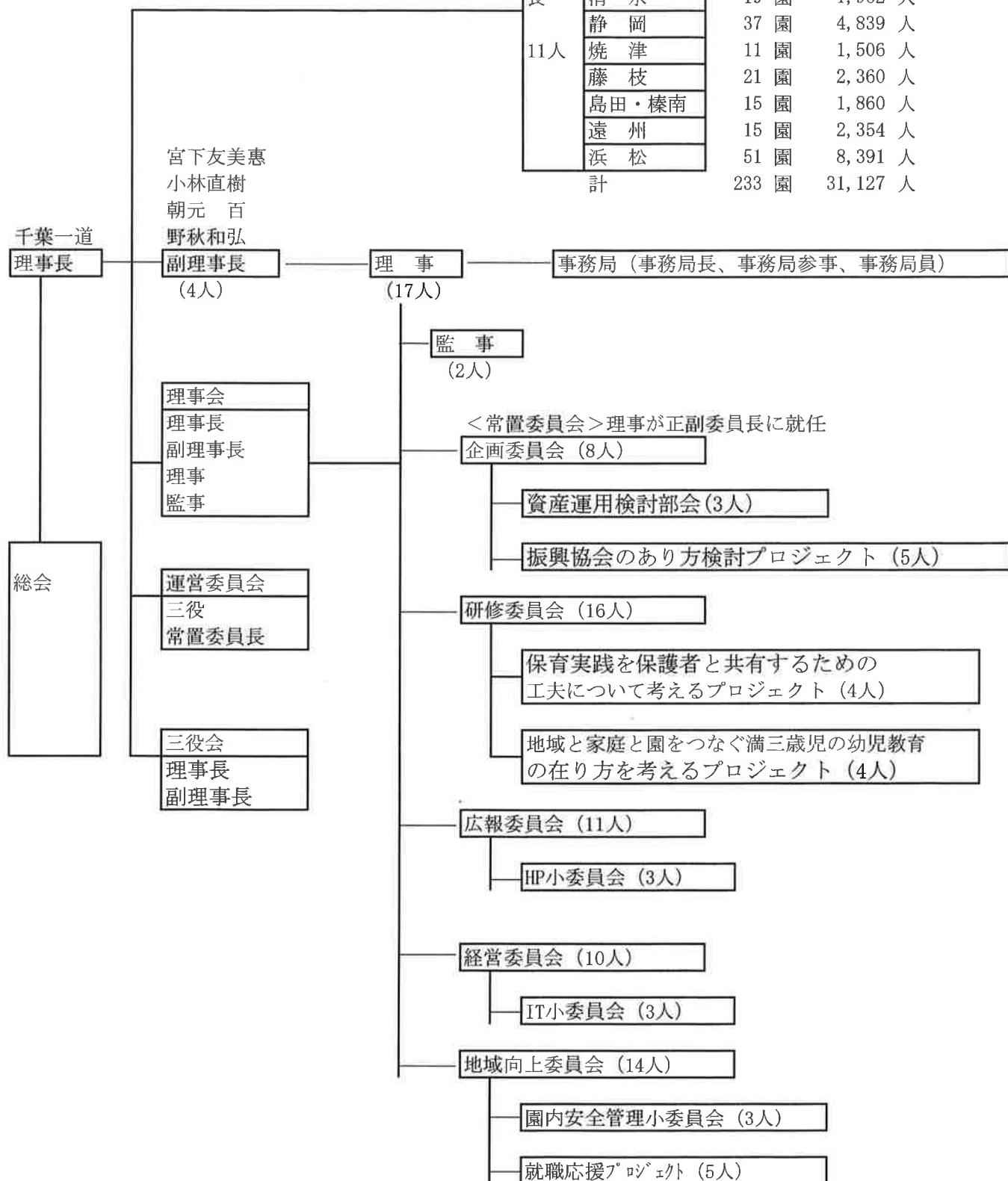
1. 各地区の代表がそれぞれの地区の代表としての発言権を持ちつつ、社員(各園の設置者)それぞれが一議決権を保有する社団という形態を維持したい。

(園児数：令和4年5月1日現在)

園兒數：31,127 人

理事の任期：2年

地区長 11人	駿 豆	15 園	1,752 人
	沼 津	20 園	2,213 人
	富 士	18 園	2,691 人
	富士宮	11 園	1,199 人
	清 水	19 園	1,962 人
	静 岡	37 園	4,839 人
	焼 津	11 園	1,506 人
	藤 枝	21 園	2,360 人
	島田・榛南	15 園	1,860 人
	遠 州	15 園	2,354 人
浜 松	51 園	8,391 人	
計		233 園	31,127 人



県私幼の運営方法などのこれまでの主な見直し

区 分	主 な 内 容
平成11年度 振興協会制度見直しプロジェクト P.1～	「簡素で責任・権限・役割が明確な少数精鋭組織」へ 1 地区長の重視と役割の明確化 地域向上委員会(新設)と三役・地区長会の委員を構成し、県私幼の執行体制の一翼を担う。 2 理事数の削減 22～26人 → 20人～22人 3 役員選任方法の変更 4 委員会の構成、所管事項、委員の数 5 理事の定年制 6 運営委員会の設置(新設) ・三役会 ・三役・常置委員長 ・三役・地区長会 7 その他
平成23・24年度 公益法人制度改革特別委員会 P.7～	H27からの一般社団法人への移行に伴い、定款施行細則などから新たに運営規則を制定 ※ほぼ現行と同じ 1 理事推薦方法などの変更 ・浜松 2人→3人 ・理事長候補者推薦 → 常置委員会推薦 2 新法人の事業区分に合わせ副理事長の増員 3人→4人 3 従来の運営委員会のうち、地区長会は地域向上委員会で代替 4 市町村代表者会議(三役、地区長、市町村)は開催困難なため廃止